

# 告示

## 埼玉県告示第二百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百五十一号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 施行者の名称

本庄市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

児玉都市計画下水道事業本庄公共下水道

### 三 事業施行期間

平成十七年三月四日から

令和十五年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

#### イ 汚水

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

平成十七年埼玉県告示第四百五十一号及び平成二十八年埼玉県告示第二百六十二号の事業地に、本庄市児玉南三丁目を加え、児玉字養福寿及び金屋字森西において事業地を変更する。

#### ロ 雨水

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

変更なし